(参考13)水質汚濁に係る環境基準、要監視項目及び指針値

1)人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
一硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

(備考)

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

2)生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

ア

<u> </u>		17年/古				
頭目				基準値		
	利用目的の適応性	水素イオン	生物化学的酸素	浮遊物質量	溶療素量	大腸蒸散
類型		濃 度 (pH)	要求量(BOD)	(SS)	(DO)	
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄は掲げるもの	65以上85以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
Α	水道2級·水産1級·水浴及び B以下の欄ご掲げるもの	65以上85以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
В	水道3級·水産2級及び C以下の欄ご掲げるもの	65以上85以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
С	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄ご掲げるもの	65以上85以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及び Eの欄ご掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
Е	工業用水3級·環竟呆全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないにと	2mg/L以上	-

備考

- 1 基準値は 日間平均値とする(湖沿 海或もこれに準ずる。)。
- 2 農業用水点については、水素イオン濃度5.0以上7.5以下、溶剤素量5mg/L以上とする(湖沿もこれに準ずる。)。
- (注) 1 自然環境保全:自然深端の環境保全
 - 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科無類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等 - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品主入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊じ等を含む。)において不快感を生じない限度

1		
類型	水生生物の生息状況の適心性	基準値
項目		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等に博滋的低温或数をでは生生物及びこれらの餌生物が生息するが域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を行む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物8の水域のうち、生物8の欄に掲げる水生生物の産卵時、繁殖場、又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

備考

1 基準値は 日間平均値とする(湖沼 海峡にこれに準ずる。)。

2 海域

ア	1	ı				
項目				基準	直	
	利用目的の適応性	水素イオン	化学的酸素	溶存酸素量	大腸蒸散	n-ヘキサン抽出
類型		濃度 (pH)	要求量(COD)	(DO)		物質(油分等)
٨	水産1級·水浴·自然環境呆全	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1.000MPN/100mL以下	検出されないにと
A	及びB以下の欄ご掲げるもの	7.06/210.36/2	ZITIG/LUX P	7.5mg/LVXL	I,000IVIPIN/ IOUTILIX P	を担けることに
В	水産2級・工業用水及び	701/1 L021/1T	2000/11/17	5mm/1 \		± \$ ₩₩₩₩
В	Cの欄ご掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	_	検出されないにと
C	環竟全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備老

- 1 水産1級のうち、生食用原料力キの養殖の利水点については、大腸繊維数 70MPN/100mL以下とする。
- (注) 1 自然環境保全:自然網券の環境保全
 - 2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1			ı	
	圃	目 利用目的の適応性 基準値		
類型			全窒素	全燐
		自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	02mg/L以下	0.02mg/L以下
		水産1種・水谷及び 以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
		水産2種及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
		水産3種工業用水·生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は 年間平均値とする。
- 2 水域理型の指定は、海洋植物プランクトンの著し、地質を生ずるおそれがある海域こつ、1で行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全:自然網券の環境保全
 - 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がパランス良く、かつ、安定して漁賃されるマダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚蜀ご蛍、特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ		ı
類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
項目		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物持A	生物Aの水域のうち、水生生物の産乳階影響は影又は水田子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

3 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア	7						
頭目				基準値	<u> </u>		
	利用目的の適応性	水素イオン	化学的酸素	浮遊物質量	溶劑素量	大腸	
類型		濃度 (pH)	要求量(COD)	(SS)	(DO)		
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄ご掲げるもの	65以上85以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下	
Α	水道2・3級・水産2級・水浴及び B以下の欄ご掲げるもの	65以上85以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	
В	水産3級・工業用水1級・農業用 水及びC以下の欄ご掲げるもの	65以上85以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	•	
С	工業用水2級·環竟保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないにと	2mg/L以上	-	

(注)1 自然環境保全:自然深端等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産1級 :ヒメマス等資栄養・押型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級 :サケ科無類及びアユ等資栄養・押型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等富栄養・歴史の水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品主入等による硬度の浄水操作 又は、特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊じ等を含む。)において不快感を生じない限度

1			•	
	頭目	利用目的の適心性	基	植
類型			全室素	全燐
		自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
		水道1、2,3級(特末はこの都余。)·水産1種・水谷及び 以下の欄ご掲げるもの	02mg/L以下	0.01mg/L以下
		7K道3級(特殊はの)及び 以下の欄ご掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
		水産2種及びの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
		水産3種工業用水・農業用水・環境発全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は 年間平均値とする。
- 2 水 域 型 の 指定は、 湖 沿 植物プランクトンの 著し、 増 節を生ずるおそれがある湖 沿 こつ、 て行うもの とし、 全室素 の 項目の 基準値は、 全室素が 湖 召 植物プランクトンの 増 節の 要因となる 湖 沿 こつ、 てて適用する。
 - 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全:自然羽券の環境保全

2 水道1級 : 3過等による簡易な浄水操作を行うもの水道2級 : 沈殿3過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特別なもの」とは、臭気物質の除去が可能な

特末な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種 : サケ科無類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種: コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊じ等を含む。)において不快感を生じない限度

г	ל		•
	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
	頭目		全亜鉛
	生物A	イワナ、サケマス等に博強的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又はが相子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温率を好び火生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
	生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産所場「繁殖場」又は幼稚子の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

注:水生生物保全に係る環境基準については、平成15年11月5日付け告示により追加設定されたものである。(平成15年度末現在、類型が当てはめられた水域はない)

3)要監視項目及び指針値

項目	指 針 値
クロロホルム トランス・1,2・ジクロロエチレン 1,2・ジクロロプロパン p・ジクロロベンゼン イソキサチオン ダイアジノン フェニトロチオン(MEP) イソプロチオラン オキシン銅(有機銅)	0.06 mg/L以下 0.04 mg/L以下 0.06 mg/L以下 0.06 mg/L以下 0.3 mg/L以下 0.008 mg/L以下 0.005 mg/L以下 0.003 mg/L以下 0.004 mg/L以下 0.004 mg/L以下
クロフタロニル(TPN)	0.04 mg/L以下
プロピザミド	0.05 mg/L以下
EPN	0.008 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.006 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L以下
イブロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	-

平成15年4月1日現在

要監視項目とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する 環境基準の項目追加等について)を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等 における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」とし て、環境庁が平成5年3月に設定したものである。

注 1. 平成16年3月に5項目を新たに追加、既存2項目について指針値を見直した。

新たに追加した要監視頭目

項目名		搖 値
	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
	エピクロロヒドリン	0.002mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.002mg/L以下
	全マンガン	0.002mg/L以下
	ウラン	0.02mg/L以下
	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

指針値を見直した既定要監視頭目

項目名	新たな指針値	従来の指針値
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	0.3mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下	-

2. 平成15年11月、水生生物保全に係る要監視項目が新たに追加された。

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特 B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特 B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特 B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下